

水道事業体別の水道使用料金の計算例について

1 か月分の使用水量が 45 m³の場合における水道使用料金（消費税及び地方消費税抜）は、以下のとおりです。

1. 愛西市水道事業

- ①八開地区：7,650 円
- ②佐織地区：7,050 円

※ 口径別件数(令和 2 年度末：八開地区＋佐織地区)
臨時用(10 件を除く。)

13 mm	8,700 件	30 mm	2 件	75 mm	13 件
20 mm	1,330 件	40 mm	57 件	100 mm	1 件
25 mm	145 件	50 mm	12 件		

2. 海部南部水道企業団

- ①口径が 13mm：8,505 円
- ②口径が 20mm：10,025 円

3. 津島市水道事業

- ①口径が 13mm：5,780 円
- ②口径が 20mm：7,850 円

4. 蟹江町水道事業

7,400 円

5. 稲沢市水道事業

- ①口径が 13mm：7,250 円
- ②口径が 20mm：8,250 円